

地域づくり支援補助金の案内

地域住民の親睦を深め、安心・安全に生活できるよう自治会が行う様々な地域づくりの取組みを支援することを目的としています。

1 補助の対象

自治会活動に必要な経費（対象外経費を除き広く活用いただけます。）

2 補助率及び補助上限額

補助率 10分の10（補助上限額 140円×自治会加入世帯数+10,000円）

※ 自治会加入世帯数は、令和6年4月1日時点です。

※ 活動経費は、補助上限額まで申請できます。

3 補助対象期間

令和7年3月31日まで

4 補助対象外

- ・ 飲食にかかる経費（行事参加者等へのお茶代等を除く。）
- ・ 人件費（役員手当等。）
- ・ 宗教及び政治に係る経費
- ・ 慶弔費
- ・ 寄付金
- ・ 支出の内容が不明確な経費
- ・ その他の公金で支出することが不適切と考えられる経費

5 申請期限

随時受け付けいたします。

令和7年3月31日まで受け付けますが、早めの申請をお願いいたします。

手続きの流れ

制度をご利用いただく際の大まかな流れは、次のとおりです。
ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

◆ 手続きの流れ

この補助金は、実際に支出した経費に対して補助を行います。

申請書書類について

自治会状況調査時に同封しています。

交付申請書の提出

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 活動にかかる領収書（領収書宛名は、自治会名が明記されているもの）
- ③ 自治会総会資料（自治会状況調査と併せて提出されている場合は不要）
- ④ 請求書（様式第3号）
- ⑤ 通帳の見開き面のコピー

補助の決定

交付決定通知書を送付し、振り込みの手続きをします。

補助金の支払い

お支払いまで約2～3週間ほどかかります。

お問合せ先：参画協働課（市役所4階）
TEL：072-740-1600
FAX：072-740-1322
Mail：kawa0197@city.kawanishi.lg.jp